

○北信保健衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(昭和 57 年 3 月 26 日 規則第 6 号)

改正 平成 7 年 3 月 28 日 規則第 1 号

平成 17 年 4 月 1 日 規則第 2 号

北信保健衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する事項は、中野市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 17 年中野市規則第 31 号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。